

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23 の 2	不利益処分 の種類	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止命令
医療法 〔増員命令又は業務停止命令〕 第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令又は都道府県の条例で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 〔病院等の人員及び施設の基準並びに記録の整備〕 第二十一条 病院は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者 二 各科専門の診察室 三 手術室 四 処置室 五 臨床検査施設 六 エックス線装置 七 調剤所 八 給食施設 九 診療に関する諸記録 十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設 十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室 十二 その他都道府県の条例で定める施設 2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しななければならない。 一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者 二 機能訓練室 三 その他都道府県の条例で定める施設 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 医療法附則（平成18年6月21日法律第84号） 〔診療所の療養病床以外の病床に関する経過措置〕 第三条 診療所の療養病床以外の病床であつてその構造設備について附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に、医療法第二十七条の規定により許可証の交付を受けたものについては、同日において、第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項の規定に基づき診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなす。 2 次に掲げる病床については、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の七の規定にかかわらず、同条の規定による都道府県知事の勧告の対象としない。 一 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に第一条の規定による改正前の医療法第七条第一項又は第二項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床 二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23の2
資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23の2
医療法附則 (平成18年6月21日法律第84号) (続き)			
3 第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床 (次項において「特定病床」という。)は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法第七条の二第一項及び第二項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。			
4 特定病床は、この法律の施行の日 (以下「施行日」という。)から前項の政令で定める日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法 (以下「新医療法」という。)第七条の二第三項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。			
医療法施行規則			
〔適正な医療の提供に著しい支障がある場合〕			
第二十二條の四の二 法第二十三條の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九條若しくは第二十一條の二に規定する員数の標準又は都道府県の条例で定める員数の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三條の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適当であると認める場合とする。			
〔病院の人員等の基準〕			
第十九條 法第二十一條第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯科医師の員数の標準は、次のとおりとする。			
一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔 (くう) 外科の入院患者を除く。) の数と外来患者 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔 (くう) 外科の外来患者を除く。) の数を二・五 (精神科、耳鼻咽喉科又は眼科については、五) をもつて除した数との和 (以下この号において「特定数」という。) が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数			
二 歯科医師			
イ 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあつては、入院患者の数が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数			
ロ イ以外の病院にあつては、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔 (くう) 外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔 (くう) 外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数			
2 法第二十一條第三項の厚生労働省令で定める基準 (病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。			
一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)			
二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者 (入院している新生児を含む。) の数を三をもつて除した数とを加えた数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。) に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔 (くう) 外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。			
三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一			
四 栄養士 病床数以上の病院にあつては、一			
3 法第二十一條第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次のとおりとする。			
一 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数			
二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	3	担当課	医療対策課		
法令名	医療法	根拠条項	23の2	不利益処分の種類	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止命令
医療法施行規則 (続き)					
4 医師法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第四十七号) 第十一条第一項又は歯科医師法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第四十八号) 第十一条に規定する施設については、当該施設で診療に関する実地修練又は診療及び口腔衛生に関する実地修練を行おうとする者を適当数置くものとする。					
5 第一項及び第二項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。					
〔療養病床を有する診療所の人員等〕					
第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師の員数の標準は、一とする。					
2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準 (療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。) であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。					
一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一					
二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一					
3 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数置くこととする。					
4 第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。					
医療法施行規則 附則					
〔医師の員数の特例〕					
第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号 (第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五十二条第一項及び平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。					
〔医師等の員数の標準〕					
第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間 (平成三十年三月三十一日までの間に限る。) は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数 (以下この項において「特定数」という。) が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。					
一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数					
二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数					
三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔 (くう) 外科の入院患者を除く。) の数					
四 外来患者 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔 (くう) 外科の外来患者を除く。) の数を二・五 (耳鼻いんこう科又は眼科については、五) をもつて除した数					
2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは、「第五十二条第一項」とする。					
3 転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。					
4 第五十条第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十条第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二条第三項」と、「第四十九条」とあるのは「第五十二条第三項」と読み替えるものとする。					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23の2
資料番号	3	担当課	医療対策課
不利益処分の種類	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止命令		
<p>医療法施行規則 附則 (続き)</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師及び准看護師の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間 (平成三十年三月三十一日までの間に限る。) は、第十九条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。) に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔 (くう) 外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>一 療養病床 (転換病床を除く。) に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数</p> <p>二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数</p> <p>三 精神病床 (転換病床を除く。) 及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数</p> <p>四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者 (入院している新生児を含む。) の数を三をもつて除した数</p> <p>6 前項の病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護補助者の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間 (平成三十年三月三十一日までの間に限る。) は、第十九条第二項第三号の規定にかかわらず、療養病床 (転換病床を除く。) に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床 (療養病床に係るものに限る。) に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。) とする。</p> <p>第五十二条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。</p> <p>2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例 (前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。) が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例 (同条に係る部分に限る。) で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。</p> <p>[看護師等の員数の基準]</p> <p>第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成二十四年厚生労働省令第三十三号。第五十四条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。) の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設 (第五十二条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条から第五十五条の二までにおいて「特定介護療養型医療施設」という。) 又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数 (以下「看護師等の員数」という。) が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院 (以下この条及び次条において「特定病院」という。) であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者 (入院している新生児を含む。) の数を三をもつて除した数を加えた数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。) に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔 (くう) 外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一</p> <p>第五十三条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23の2	不利益処分の種類	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止命令
医療法施行規則 附則 (続き)					
2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例 (前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。) が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例 (同条に係る部分に限る。) で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。					
第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所 (以下この条及び次条において「特定診療所」という。) であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事 (その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条から第五十五条の二までにおいて同じ。) に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一					
第五十四条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。					
2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例 (前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。) が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例 (同条に係る部分に限る。) で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。					
第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所 (以下この条及び次条において「特定診療所」という。) であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一 (そのうちの一については、看護師又は准看護師) とする。					
第五十五条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。					
2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例 (前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。) が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例 (同条に係る部分に限る。) で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。					
医療法施行規則 附則 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)					
第二十条 精神病床を有する病院 (新規則第四十三条の二に規定するものを除く。) については、当分の間、新規則第十九条第二項第二号並びに附則第九条第四号、第十一条第一項及び第十二条中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。) を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。) から減じた数を看護補助者と」とする。					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23の2
医療法施行規則 附則 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号) (続き) (療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置)	不利益処分の種類	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止命令	
第二十三条 法第二十一条第二項第一号及び同条第三項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 医師 一 二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数			
医療法施行条例 (病院の人員の基準)			
第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。 (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。) (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数に感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数を加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてははそのうちの適當数を助産師とすることとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔(くう)外科においてははそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。 (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1 (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1 (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数 (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適當数 2 前項第1号から第3号までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、病院を新たに開設し、又は再開する場合は、推定数による。 (療養病床を有する診療所の人員の基準)			
第7条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。 (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1 (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1 (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数 2 第5条第2項の規定は、前項第1号及び第2号の入院患者の数について準用する。			
医療法施行条例 附則 (精神病床を有する病院の人員に関する経過措置)			
3 当分の間、精神病床を有する病院(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第43条の2に規定するものを除く。)については、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)から減じた数の看護補助者を第5条第1項第2号に掲げる看護師又は准看護師に代えることができる。 (療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置)			
4 第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、省令第53条の規定による届出を行った病院における看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下「看護師等」という。)の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	23の2
資料番号	3	担当課	医療対策課
医療法	23の2	不利益処分の種類	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止命令
医療法施行条例 附則 (続き)			
(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とすることとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔(くう)外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。			
(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1			
5 省令第53条の2第1項の規定による届出を行った病院における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。			
(療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置)			
6 第7条第1項の規定にかかわらず、法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、当分の間、次のとおりとする。			
(1) 看護師等 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。			
(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数			
7 前項第1号の規定にかかわらず、省令第54条の規定による届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。			
(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1			
(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1			
8 省令第54条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。			
9 第7条第1項第1号及び第2号並びに附則第6項第1号の規定にかかわらず、省令第55条の届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。			
10 省令第55条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。			